

障第1913号
令和6年3月21日

各指定児童発達支援事業所運営法人代表者
各指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等
デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について

このことについて、こども家庭庁から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		